

川島町スポーツ賞表彰規程

平成6年10月6日設置

(目的)

第1条 この規程は、川島町スポーツ推進条例第7条に基づき、川島町の体育・スポーツの推進に貢献し、その功績が顕著な者と、スポーツ大会で優秀な成績を収めた者に対しスポーツ賞を贈り、その榮譽を顕彰するため、必要な事項を定めるものとする。

(スポーツ賞の種類)

第2条 スポーツ賞は、次のとおりとする。

- (1) 功労賞
- (2) 優秀選手賞

(選考基準)

第3条 スポーツ賞の選考基準は、川島町に在住（川島町に本籍のある者、または住民基本台帳に記載されている者）、在勤、在学している者で、次のとおりとする。

- (1) 功労賞は次のいずれかの条件に該当する者で、以前にこの表彰を受けたことがない者とする。
 - ア 町の体育及びスポーツの振興に著しい功績のあった者。
 - イ 町にあって20年、体育及びスポーツの指導に精励し他の模範である者。
 - ウ 加盟団体に30年以上にわたり所属し、会の発展に多大なる貢献をした者。
- (2) 優秀選手賞は、特に優秀な成績を収め、他の模範と認められる者で、次のいずれかの条件に該当する者とする。
 - ア 埼玉県予選を経て、関東大会またはそれ以上の大会に出場した者
 - イ 県民総合体育大会、学校総合体育大会、埼玉県選手権大会またはこれらと同等以上の県大会において優勝した者
 - ウ その他優秀選手賞に値すると認められる者

(受賞者の推薦)

第4条 スポーツ賞の推薦は、関係団体長又は一般推薦者が別紙推薦書により、教育委員会に推薦する。なお、功労賞については各関係団体において1名の推薦とする。

(受賞者の審議及び決定)

第5条 教育委員会は、前条により推薦されたものについて、スポーツ推進審議会の審議に付し、これを決定し、町長に報告するものとする。

(表彰の時期)

第6条 表彰の時期は、原則として町民体育祭で行うものとする。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、町長が表彰状及び記念品を授与する。

(附 則)

この規程は、平成10年1月23日から施行する。

この規程は、平成16年7月30日から施行する。

この規程は、平成22年7月16日から施行する。

この規程は、平成24年7月 4日から施行する。

この規程は、平成27年6月25日から施行する。

この規程は、平成28年7月 1日から施行する。